



申9号「賃金制度等の改正について(追加)」に関する申し入れを行う!

賃金制度等の改正については、新たなジョブローテーションの議論とともに、これまで労使で団体交渉を積み重ね、実施に向けて議事録確認を締結し、妥結してきました。申4号団体交渉では、各系統内における業務や担務には幅があり、賃金の改善においてそれらに着目していくことの重要性を労使が認識し、継続した議論が必要であるとしてきました。今回の提案は、その一つの到達点であると言えます。しかしながら、私たちが当初から要求している、業務と担務を賃金に反映させるものではなく、この点は引き続き議論が必要な課題です。

追加提案の内容は、基本給の調整が行われる対象者が拡大することに繋がります。また、調整の実施時期についても、乗務員と他の系統での差を埋める効果が期待されます。これまでよりも公平感があると考えられる一方で、車両と施設・電気とでは、基本給の調整の要件となる資格の難易度に差があります。

また、除外要件として「本人の責に帰すべき事由の場合」が追加提案され、その中に適性検査による区分の異動も含まれるという認識が示されました。これは、申1号交渉における会社回答との相違があると認識しています。また、職場からも「適性検査の結果を個人の責任とするのは納得できない」という声も多く上がっています。

公正・公平かつ納得感のある制度実現を求め議論していきます。

申し入れ項目

1. 車両、施設、電気において、所持する資格によって基本給の調整を行う目的を明確にすること。
2. 車両職の基本給調整（キャリア加算）を、所持する資格によって行う場合においては、二級鉄道車両製造・整備技能士取得時とすること。
3. 資格取得にかかる費用（受験料等、訓練材料、訓練にかかる移動費用）については、会社の負担とすること。
4. 適性検査の結果、不適となった場合における区分の変更については、「本人の責に帰すべき事由」とはせず、基本給調整（キャリア加算）を行うこと。

公正・公平かつ納得感のある制度を実現しよう!!